

国内産農産物（愛知県産）の銘柄設定に係る意見聴取の議事録

日 時：令和7年12月8日（月） 13時30分～14時00分
W e b 開催

【出席者】

（行政機関）

愛知県農業水産局農政部		
園芸農産課稻・麦・大豆グループ	主任	太田 自由
愛知県農業総合試験場		
作物研究部作物研究室	室長	平岩 確

（関係機関）

愛知県農業協同組合中央会		
営農・くらし支援部	主事補	西川 寛人
愛知県米麦振興協会	次長	原田 好規
愛知県米穀販売事業者協議会	会長	則竹 功雄
愛知県経済農業協同組合連合会		
米穀部農産販売課	課長補佐	
J A グループ愛知農産物検査協議会	事務局	村田 征隆

（東海農政局）

生産部生産振興課	課長補佐（流通）	高橋 宏楨
生産部生産振興課	検査技術指導官	西崎 長
生産部生産振興課	検査技術指導官	柳本 仁
生産部生産振興課	行政専門員	近藤 和彦

【議事内容等】

1. 開 会

【東海農政局生産部生産振興課 柳本検査技術指導官】（以下「司会」という。）

定刻となりましたので、「銘柄設定に関する意見聴取会」を開会します。

本日は、お忙しいところご参集いただきありがとうございます。本日の司会を努めさせていただきます、東海農政局生産部生産振興課検査技術指導官の柳本です。よろしくお願いします。

開会に当たりまして、東海農政局生産部生産振興課課長補佐の高橋からあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

【生産部生産振興課 高橋課長補佐】

(あいさつ内容 省略)

3. 国内産農産物の銘柄設定等申請手続きの概要説明

【司会】

本意見聴取は、公開で行うこととなっていることから一般からの傍聴を認めていますが、本日におきましては一般からの傍聴希望はございませんでした。

始めにお断りしておきますが、本日の意見聴取会の結果につきましては議事録を作成しますので、発言内容については全て録音をさせていただきます。なお「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」に基づきまして、議事録は一般の閲覧に供することとなっており、東海農政局のホームページで公開させていただきますので、あらかじめご了承願います。

資料の確認ですが、メールにて送付しております議事次第(出席者名簿)、銘柄設定等の流れ図、要望の受付結果、申請書の写しを一つにした参考資料、また、参考資料2として「国内産農産物銘柄設定等申請手続マニュアル」を用意しております。

それでは、東海農政局生産部生産振興課課長補佐の高橋を議事進行役として議事を進めたいと思います。

高橋課長補佐よろしくお願ひします。

【東海農政局生産部生産振興課 高橋課長補佐】(以下「議事進行役」という。)

東海農政局生産部生産振興課の高橋です。本日の議事進行につきまして、皆様のご協力のもと円滑な議事進行に努めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、議事次第に基づき概要説明として「国内産農産物銘柄設定等申請手続きの概要」を事務局から説明してください。

【東海農政局生産部生産振興課 西崎検査技術指導官】(以下「事務局」という。)

皆様に送付しました「参考資料」にあります「銘柄設定等の流れ図」をご覧ください。

産地品種銘柄の設定等の申請については、銘柄設定等の要望者からの申請と、東海農政局長が必要と認めた場合があり、受付期間の10月1日～10月末までに申請することになっております。

設定の要件としては、流れ図に記載のとおり、農産物検査において銘柄鑑定が可能であること、農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること等、6つの要件があります。また、廃止の要件は銘柄設定要件のいずれかを満たさなくなること等、3つの要件があります。

東海農政局に提出された申請書については、内容を確認し東海農政局掲示板及びホームページにより公表し、意見を募集します。

その後、農産物検査に關し学識経験を有する者及び関係団体等から意見聴取を行い、申請書と意見聴取の結果を1月10日までに農林水産省農産局長に報告をしていきます。農産局長は、申請に基づき銘柄の設定等を行う必要があると認めた場合には、農林水産大臣が行う農産物規格規程の改正手続を行います。

改正の事務手続は3月末までに行われ、その後、農林水産省告示が行われます。申請者には結果を通知し、関係者、関係団体等にもお知らせします。

以上が国内産農産物の銘柄設定の手続きですが、令和8年産の銘柄設定等の手続につきましては、東海農政局掲示板及びホームページに掲載し、銘柄設定等の要望の受付を行いました。

その結果、三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様から水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の産地品種銘柄「みつひかり」の銘柄の廃止及び品種群に設定されている「みつひかり2003、みつひかり2005」の品種群の廃止について要望がありました。

本日の意見聴取会の結果、銘柄の設定等について申請する必要があると認められた場合には、農林水産省農産局長あて、報告することいたしますので、よろしくお願ひいたします。

4. 申請内容の説明

【議事進行役】

続いて、議事次第（2）の「銘柄設定等の申請について」ということで「申請内容の説明」です。

配布資料2ページのとおり、銘柄の廃止1件、また、これに関連した品種群の廃止1件、計2件の申請がございました。

現在、愛知県の産地品種銘柄である「みつひかり」の銘柄の廃止、また、これに関連した品種群を構成する品種として「みつひかり2003、みつひかり2005」の品種群の廃止申請であります。

本日申請者である三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社様からの出席はございませんので、代わりまして事務局から申請内容の説明をさせていただき、その後、皆様から、銘柄の廃止及び品種群の廃止について、併せてご意見をお伺いします。

【事務局】

資料の設定申請書、様式第1-1号及び様式第1-3号をご覧ください。

今回の産地品種銘柄「みつひかり」の銘柄の廃止及び品種群の廃止については、「みつひかり」の育成者であり種子の生産及び販売元である三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社 代表取締役社長 垣元氏からの申請です。

申請する理由は、同社は、2025年度「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、種子販売は、2025年3月末までをもって終了しています。販売の終了についてもその旨、関係者へ説明済みであるとのことから申請されています。

なお、「みつひかり」はF1（一代雑種）品種のため種子の供給がなければ、自家採種したものを播種しても、次世代は同じ品質を維持できません。

また、生産状況は記載のとおりであり、農産物検査においては、令和5年産、令和6年産の検査実績は無く、令和7年産についても、10月末現在において検査実績はあ

りません。このことは、「農産物検査に関する基本要領」Iの第2の3の(3)の銘柄廃止の要件である「前年産及び前々年産の検査実績がないこと」という要件に該当しているところです。

なお、品種群の廃止申請については、銘柄の廃止に伴う申請です。

また、「みつひかり」を銘柄設定している産地は、全国で19ありますが、そのすべてにおいて同様の申請がされていると農林水産省農産局より情報提供を受けています。

なお、今回の意見聴取に先立ち、令和7年11月10日から11月28日までの間、申請内容を文書の掲示及び東海農政局ホームページへの掲載により、広く一般の方から意見募集を行いましたところ、意見はありませんでしたので併せて報告いたします。

以上、「みつひかり」の銘柄の廃止及び品種群の廃止に対する説明とさせていただきます。

【議事進行役】

それでは、「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止について、意見聴取を行います。

最初に愛知県様、続いて愛知県農業総合試験場様から行政機関としてご意見を伺います。

【愛知県】

愛知県園芸農産課の太田です。

愛知県としましては、種子の供給が無くなり、また、ハイブリッド品種で自家採取もできませんので、今後の生産、農産物検査も無いかと考えます。銘柄の廃止について問題ないかと思います。

【愛知県農業総合試験場】

愛知県農業総合試験場の平岩です。

銘柄の廃止について、問題ないかと考えております。

【議事進行役】

次に、生産者団体であり、実需者団体でもある愛知県農業協同組合中央会様、愛知県経済農業協同組合連合会様からご意見をお願いします。

【愛知県農業協同組合中央会】

愛知県農業協同組合中央会営農・くらし支援部の西川と申します。

銘柄の廃止については、特段問題は無いかと思っております。

【愛知県経済農業協同組合連合会】

愛知経済連の村田です。

銘柄の廃止について、異議はございません。

【議事進行役】

次に、実需者団体として、愛知県米穀販売事業者協議会様からご意見をお願いします。

【愛知県米穀販売事業者協議会】

この件について、私どもも同様に問題は無いと思っております。よろしくお願ひします。

【議事進行役】

次に、関係機関として、愛知県米麦振興協会様からご意見をお願いします。

【愛知県米麦振興協会】

当協会もこの件について、異議はありませんので、よろしくお願ひします。

【議事進行役】

最後に、農産物検査において、JAグループ愛知農産物検査協議会様からご意見をお願いします。

【JAグループ愛知農産物検査協議会】

JAグループ愛知農産物検査協議会の事務局の村田です。

銘柄の廃止について、異議はありません。

【議事進行役】

ひととおりご意見をお伺いしましたが、今までの意見を踏まえて、ご意見、ご質問等がありましたらお願ひします。

【議事進行役】

それでは、他にご意見が無いようですので、「みつひかり」の銘柄廃止、また、「みつひかり2003、みつひかり2005」の品種群の廃止について、取りまとめをさせて頂きます。

まず、銘柄設定等の流れ図に基づき確認したいと思います。銘柄廃止の要件は、次の要件のいずれかに該当する場合とされ

- ① 設定要件のいずれかを満たさなくなること
- ② 他の銘柄等への作付転換等により検査数量が減少すること
- ③ 前年産及び前々年産の検査実績が10トン未満であること とされています。

今回の申請内容は、当県の検査実績において、③の項目に該当しています。

また、同社は2025年度、「みつひかり」の種子生産は実施しておらず、種子販売は、2025年3月末までをもって終了しており、販売の終了についてもその旨、関係者へ説明済みであるとのことです。このことは、②の項目に該当します。

なお、品種群の廃止については、銘柄の廃止に伴って廃止されることになります。

以上により、銘柄廃止の要件及び品種群の廃止の要件を満たしていると判断できます。

このことから、「みつひかり」の銘柄廃止及び品種群の廃止申請について、農林水産省農産局へ申請していくことで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」を確認）

それでは、「みつひかり」の銘柄廃止の申請及び品種群の廃止申請を進めていきたいと思います。

これで今年度申請のありました品種について、意見聴取を終了します。

お忙しいところ意見聴取会にご出席いただき、ありがとうございました。

本日の、意見聴取会におきましては、多くのご意見をいただきまして、お礼を申し上げます。

伺ったご意見をまとめ、申請書と併せて、農林水産省農産局に報告し、その後、農林水産省において銘柄設定等を行うかどうかを、検討されることになります。

なお、銘柄設定の結果については、農産物規格規程が改正される際に関係者・関係団体の皆様に、お知らせしますので、よろしくお願いします。

6. 閉会

【司会】

皆様、あらためまして、お疲れさまでした。

これをもちまして、銘柄設定等の意見聴取会を閉会とします。

本日は、どうもありがとうございました。